

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 規則	福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則	四六
○ 告示	福島県告示第六百号	四六
○ 地籍調査の結果について認証した件		四六
○ 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件		四六
○ 道路の区域を変更する件二件		四七
○ 道路の供用を開始する件二件		四七
○ 公告		四七
○ 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件二件		四八
○ 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件		四八
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件		四八
○ 一般競争入札を行う件三件		四九

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年七月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六十号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営青木団地の項中「四十号棟」の下に「の一号室、二号室、五号室、八号室、十三号室、十四号室、十六号室、十八号室から二十一号室まで、二十三号室から二十七号室まで、二十九号室及び三十号室、四十一号棟」を加え、「三号室

から十号室まで一を「五号室から七号室まで」に、「十三号室から」を「十三号室、十四号室、十七号室、十九号室、」に、「まで及び二十三号室から三十号室まで」を「二十四号室、二十六号室及び二十八号室」に、「四十四号棟の二号室、十一号室、」を「四十号棟の三号室、四号室、六号室、七号室、九号室から十二号室まで、十五号室、十七号室、二十二号室及び二十八号室、四十四号棟の二号室から四号室まで、八号室から」に改め、「十二号室」の下に「まで、十五号室、十六号室、十八号室」を加え、「及び二十二号室」を「から二十三号室まで、二十五号室、二十七号室、二十九号室及び三十号室」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

（建築住宅課）

告 示

福島県告示第六百号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の結果について、次のとおり認証した。

平成三十年七月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 調査を行った者の名称

福島市

二 成果の名称

福島市大波の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年七月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
- 酒井傳七 星真市 馬場トヨ 馬場英雄 佐藤嘉代太 神庭仁十郎 月田明 角田文誠 月田明 馬場厚吉 月田輝雄 菊地武三 馬場源吉 馬場貢 馬場タマ 馬場莊次郎 山内藤嗣 酒井正信 目黒幸江 酒井マチ子 馬場長次 馬場英雄 月田輝雄 佐藤正弘 酒井照信

- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(平成三十年農林水産省告示第八百八十五号)によること。
- (森林保全課)

福島県告示第六百二二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道安達 停車場線	二本松市油井字下中ノ 内一番六地先から 同 市油井字下中ノ 内一番一地先まで	変更前 四・二ノ 六・一 変更後 四・二ノ 一七・九	七三・五	七三・五

(道路計画課)

福島県告示第六百三三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成三十年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道会津	喜多方市豊川町米室字	A 三・〇ノ	(メートル)	(メートル) 三三・一

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
若松熱塩 温泉自転 車道線	四条川原三三番二地先 から 同 市豊川町米室字 四条川原三六番三地先 まで	変更前 三・〇ノ 三・〇ノ 変更後 三・〇ノ 三・〇ノ	B 三・〇ノ 三・〇ノ	三三・一

(道路計画課)

福島県告示第六百四四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成三十年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 三五二号	南会津郡檜枝岐村字大 根卸六八番一地先から 同 郡同 村字大 根卸一四八九番一地先 まで	変更前 一三・九ノ 三三・〇ノ 変更後 一六・四ノ 八七・〇ノ	(メートル)	(メートル) 一一四・〇

(道路計画課)

福島県告示第六百五五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区 間	供用開始の期日
県道安達停車場線	二本松市油井字下中ノ内一番六地	平成三〇年七月二十七日

先から
同 市油井字下中ノ内一番二地
先まで

(道路計画課)

福島県告示第六百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で平成三十年七月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年七月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道小名浜四倉線	いわき市平豊間字兔渡路二八六番 一地先から 同 市平豊間字兔渡路二二五番 四地先まで	平成三〇年七月二七日

(道路計画課)

公 告

公告第六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成三十年七月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
穴堰水系土地改良区
就任した役員
役別 氏名 住所
理事 塩田 平久 西白河郡泉崎村大字関和久字松ヶ沢五六番地

(農村計画課)

公告第六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の

とおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成三十年七月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
泉崎村土地改良区
就任した役員

役別 氏名 住所

理事 小林 啓世 西白河郡泉崎村大字泉崎字富久保一二番地

(農村計画課)

公告第六十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成三十年七月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津北部土地改良区
退任した役員

役別 氏名 住所

理事 遠藤 忠一 喜多方市上三宮町三谷字南宅地三〇七九番地

(農村計画課)

公告第六十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年七月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津坂下町只見川土地改良区
退任した役員

役別 氏名 住所

理事 笹島 一英 河沼郡会津坂下町大字片門字片門一〇〇番地一
同 廣瀬 東洋 同 郡同 町大字高寺字舟渡四五八八番地
同 小野 稔 同 郡同 町大字坂本字村中乙六六番地
同 山口 幸一 同 郡同 町大字高寺字窪一七九六番地
同 小野 修 同 郡同 町大字坂本字村中丁一〇四三番地
同 田部 一朗 同 郡同 町大字束松字西天屋五四〇番地
同 長谷川 孝志 同 郡同 町大字片門字片門甲一三二番地
同 小畑 修一 同 郡同 町大字束松字杉山六三九番地

(月) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年8月27日(月)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年7月27日(金)から同年8月27日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。

なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙24枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年8月6日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年8月6日(月)午後1時30分 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年9月11日(火)午前10時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月10日(月)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Environmental test equipment 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00 a.m., 11 September 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 10 September 2018

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第168号

WTOに基づく政府調達に關する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第

17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年7月27日

福島県知事 内堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 CNC三次元測定機 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年5月31日(金)
- (4) 納入場所 福島ロボットテストフィールド

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年8月27日(月)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年8月27日(月)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年7月27日(金)から同年8月27日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年8月6日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年8月6日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年9月11日(火)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月10日(月)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : CNC Coordinate Measuring Machine 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 11 September 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 10 September 2018
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

公告第169号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年7月27日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 防毒マスク用吸収缶 14,046個
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年12月28日（金）
- (4) 納入場所 福島県危機管理部原子力安全対策課保管倉庫（日本通運株式会社福島中央1号）（福島市西中央三丁目74番1号）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年8月28日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年8月28日（火）午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年7月27日（金）から同年8月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙14枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年8月3日（金）午後5時までに必着で請求すること。
 - (2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年8月3日（金）午後3時 福島県出納局入札用度課
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年9月12日（水）午前11時 福島県出納局入札用度課（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日（火）午後5時までに必着のこと。）
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項
- この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効
- 2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Cartridge for Direct-Mounting-small type Gas masks 14,046pcs
 - (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 12 September 2018
 - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 11 September 2018
 - (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

（入札用度課）